

Client Alert

15 March 2024

中国新会社法の公布：改正概要及び対中投資
への影響

目次

1. 資本要件
2. 合理的かつ代替的なコーポレートガバナンス体制
3. 支配株主、実質的支配者、取締役、監督者及び経営陣の責任
4. 株主の権利及び保護
5. 会社設立及び閉鎖に関する規定の合理化並びにその他の改正
6. 主なポイント及び推奨される対応

概要

中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会は、過去3年間の4つの改正草案審議を経て、2023年12月29日、改正会社法（以下、「**2023年会社法**」）を公布した。2023年会社法は2024年7月1日に施行される。

中国会社法については、2005年の大改正後、2013年と2018年の2回、それぞれ比較的軽微な改正が行われた（以下、2018年最終改正版を「**2018年会社法**」という）。2023年の改正は再度の大改正であり、2023年会社法では、100を超える条文における重要な変更を含む、200以上の条文の追加及び改正が行われた。改正の範囲は多岐にわたり、出資及び減資、株式譲渡及び買戻し、コーポレートガバナンスに関する事項（組織構造並びに支配株主、実質的支配者、取締役、監査役、経営陣の責任及び義務等）、株主の権利保護、会社設立、解散及び清算等、様々なテーマが含まれる。

2023年会社法は、発効日以降に設立される新会社に適用されるだけでなく、発効日時点で存在する会社にも重大な影響を及ぼす。しかし、非常に多くの条文について、その実施については、中国当局や裁判所のさらなる解釈やガイダンスを必要とする。したがって、企業、投資家及びその他の利害関係者は、この新しい法律と、近い将来その実施に関して公表される可能性のある関連法規、司法解釈、その他公式のガイドラインに細心の注意を払う必要がある。

以下に、2023年会社法改正の概要をまとめた上で、本改正の詳細、重要な留意点及び推奨される対応を示す。

改正項目	主な改正点
1. 資本要件	<ol style="list-style-type: none">1.1 有限責任会社の株主に、会社設立後5年以内に全額出資することの義務付け1.2 未払出資のある有限責任会社の持分譲渡において、譲渡人と譲受人の間で未払出資に関する責任を分配1.3 新たな迅速減資プロセス1.4 株式会社の種類株式発行及び取締役会への新株発行権限付与の許容1.5 株式会社による無額面株式発行の許容1.6 多様な出資形態を認める規定の明文化
2. 合理的かつ代替的なコーポレートガバナンス体制	<ol style="list-style-type: none">2.1 取締役会・監査役会を設置せず取締役・監査役を任命する選択肢の拡大2.2 監査役に代わり、取締役会の下に監査委員会を導入

本アラートに関する
お問い合わせ先:



富本 聖仁
パートナー
+65 6434 2728
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com



文川 堅介
アソシエイト
03 6271 9477
kensuke.fumikawa@bakermckenzie.com



益子 侑大
アソシエイト
03 6271 9482
yuta.mashiko@bakermckenzie.com



植原 涼
アソシエイト
03 6271 9476
ryo.uehara@bakermckenzie.com

	<p>2.3 取締役会における従業員代表の地位強化</p> <p>2.4 有限責任会社の取締役会決議に必要な取締役会の定数及び議決権要件について規定</p>
<p>3. 支配株主、実質的支配者、取締役、監査役及び経営陣の責任</p>	<p>3.1 忠実義務と善管注意義務の定義</p> <p>3.2 関連取引、会社の事業機会の追求及び会社の事業と類似者事業への従事に対するさらなる規制</p> <p>3.3 重大な過失又は故意の場合の、取締役及び経営陣の第三者に対する責任</p> <p>3.4 「事実上の取締役」及び「影の取締役」の責任</p>
<p>4. 株主の権利及び保護</p>	<p>4.1 会社及び完全子会社の会計書類を閲覧する株主の情報請求権を強化</p> <p>4.2 その他の株主の権利の向上</p>
<p>5. 会社設立及び閉鎖に関する規定の合理化並びにその他の改正</p>	<p>5.1 会社登記に関する新章の導入</p> <p>5.2 株主が1名の会社に関する規定の簡素化</p> <p>5.3 会社清算規定の改善</p> <p>5.4 簡易登記抹消制度と義務的会社登記抹消制度の導入</p> <p>5.5 国有企業における中国共産党組織のガバナンスの役割の強調</p>


1. 資本要件

1.1 有限責任会社の株主に対し、会社設立後5年以内に全額出資することの義務付け

2013年会社法では、有限責任会社に対する最低登録資本金要件及び出資の法定期間が撤廃された。この改正は、投資家が出資を行うタイミングに高い柔軟性を持たせることで、投資を活性化させることを目的としていた。しかし、10年近くの実務を経て、投資家が高額な登録資本金で会社を設立する一方で、有限責任会社の定款に長い出資期間（10年から30年、あるいは無期限）を設けることで実際の出資を先延ばしにする傾向が見られることに対する懸念が高まっている。

2023年会社法の下では、法定出資期間が復活し、株主は有限責任会社設立後5年以内に登録資本金の全額を出資しなければならないとされた（第47条）。これにより、2024年7月1日以降に新たに設立される有限責任会社については、設立から5年を上限とする出資期間を定款に記載する必要がある。

2024年7月1日より前に設立された有限責任会社については、この5年の法定出資期間要件がどのように実施されるかはいまだ明確になっていない。例えば、有限責任会社が2020年7月に設立され、現在の定款に10年間の出資期間が規定されているようなケースについて、2023年会社法では、当該有限責任会社の株主がいつ未払登録資本金を払い込むべきかについて規定されていない。2023年会社法では、2024年7月1日より前に設立された会社は、



新法に準拠するよう出資スケジュールを「段階的に調整」しなければならず、会社登記当局は、明白な違反がみられる場合、当該会社に対して調整を要求することができる（第 266 条）と規定されているのみである。2023 年会社法によると、国務院はこの点に関する詳細な規則を発表する予定であり、特に、既存の会社に対して、新法に準拠するために出資スケジュールを調整する猶予期間が設けられることが予想されている。

2023 年会社法において、株主による有限責任会社への適時の出資を確保するため、以下の新たな規定がさらに成文化された。


- 設立株主が、定款に定められた出資について、その出資を怠った場合、又は設立株主の現物出資の実際の価額がその株主の引受登録資本金額を著しく下回る場合、会社の他の設立株主は、当該出資に関して連帯して責任を負う（第 50 条）。
- 取締役会は、会社に対する出資について監視及び確認する義務を負い、支払いが遅延した場合、取締役会は関連する株主に対して払込通知書を発行しなければならない。これを怠った場合、責任取締役は、遅延した出資から生じる損失について、会社に対して個人としての責任を負う（第 51 条）。
- 株主が、取締役会発行の払込通知書に規定された猶予期間（60 日以上）を経過しても登録資本金を出資しない場合、当該不履行株主は、未払登録資本金に対応する持分を失う。その後 6 か月以内に上記の持分の譲渡又は減資による消却が行われなかった場合、当該会社の他の株主（もしあれば）は、会社に対するそれぞれの出資比率に応じて（出資不履行の株主が行うべきであった）出資を行わなければならない（第 52 条）。
- 会社が債務を弁済期に弁済することができない場合、会社又は関連する債権者は、株主が引き受けたが未払いである出資金について、当該出資金の払込期日が到来しているか否かにかかわらず、当該株主に出資を請求する権利を有する（第 54 条）。

1.2 未払出資のある有限責任会社の持分譲渡において、譲渡人と譲受人の間で未払出資に関する責任を分配

2023 年会社法によれば、有限責任会社の持分譲渡に際して、譲渡される持分に係る出資のうち、払込期日が到来していない未払出資金がある場合、譲受人は持分譲渡後の将来の出資義務を負担する。より具体的には、譲受人が払込期日までに出資を行わなかった場合、譲渡人は（連帯してではなく）二次的に出資義務を負担する。対照的に、譲渡される持分に関する出資が譲渡実行時に既に払込期日を迎えていた場合、譲受人がそのような出資金の払込期日の超過について認識しておらず、かつ認識できなかった場合を除き、持分が譲渡されたとしても、譲渡人は引き続き出資義務を負い、譲受人は当該出資について連帯して責任を負う（第 88 条）。

1.3 新たな迅速減資プロセス

2018 年会社法では、会社は、減資を行う場合、既知の債権者には少なくとも 30 日前、未知の債権者には少なくとも 45 日前に事前通知を行うことが義務付けられている。2023 年会社法では、以下の要件の下、会社は債権者に通知することなく登録資本金を減少させることができる：(i) 会社が法定準備金及び任意準備金を用いて損失を補填し、なお損失があること、(ii) 減資による収入は会社の損失を補填するためにのみ使用され、株主には分配されないこと、(iii) 減資は、株主の未払出資金の支払義務を免除するものではないこと、(iv) 会社は減資を承認する決議後 30 日以内に、新聞又は全国企業信用情報公表システムで減資を公表しなければならないこと（第 225 条）。



また、2023 年会社法では、会社が減資を行う場合、適用される法律若しくは会社の定款に別段の定めがある場合、又は株主全員の合意がある場合を除き、すべての株主について、それぞれの持株比率に応じて出資金又は株式を減少させなければならないと規定されている（第 224 条）。

1.4 株式会社の種類株式発行及び取締役会への新株発行権限付与の許容

中国の現行法では、一部の上場会社のみが例外的に異なる種類の株式や優先株式を発行することが認められている。2023 年会社法は、配当、清算金、議決権及び譲渡制限などに関して、異なる種類の株式を発行することを明文で認めている（第 144 条）。この新たな規定は、外国投資家が、中国での投資や資金調達ストラクチャリングにおいて、より柔軟に対応することを可能とするものであり、国際基準との整合性を図る中国の努力が反映されたものである。

また、2023 年会社法の下では、株式会社の株主は、株式会社の取締役会に対し、3 年以内の期限において、株式会社の発行済株式総数の 50% を上限として、新株発行を承認する権限を付与できることは注目すべきである。この改正は、近年の中国における株式会社による資金調達活動の活発化に対応するものであり、株式会社による資金調達目的の株式発行をより柔軟かつ効率的にするものといえる。

1.5 株式会社による無額面株式発行の許容

2018 年会社法の下では、株式会社には、額面株式の発行のみが認められている。2023 年会社法の下では、株式会社による無額面株式の発行も可能になった。同一株式会社の額面株式と額面外株式は相互転換可能であるが、2 種類の株式を同時に発行することはできない。無額面株式の場合、2023 年会社法ではさらに、当該株式の発行による払込金額の少なくとも 2 分の 1 を会社の登録資本金に計上しなければならないことが規定されている（第 142 条）。

1.6 多様な出資形態を認める規定の明文化


2023 年会社法では、株主は、株主が保有し評価可能な持分及び債権を含む様々な形態で会社に資本金を出資することができる（第 48 条）。これら 2 つの出資形態は、2018 年会社法では明示的には規定されていない。実務上、持分や債権の形態による出資は過去に成功した例もあるが、具体的な法的根拠がないために取引に不確実性が生じ、契約前の照会や関係当局とのコミュニケーションに追加的な労力を要していた。

この改正は、中国における外国直接投資に重大な影響を与えることはないと言われ、というのも、実務上、外国人投資家は、（特に外国企業に対する）持分及び債権による出資を行わないことを選択するのが通常だからである。これは、外国直接投資に対する関連規制（中国の投資企業が結果として外国企業の持分を保有することになることによる）や中国の外国為替管理体制のために、複雑な事態を招くことになるからである。

2. 合理的かつ代替的なコーポレートガバナンス体制

2.1 取締役会・監査役会を設置せず取締役・監査役を任命する選択肢の拡大

有限責任会社の場合、2018 年会社法の下では、(i)株主数が少ない又は(ii)会社の規模が小さいことが、監査役会を省略できる条件となっている。かかる条件は 2023 年会社法の下でも維持されている。



有限責任会社が監査役会を設置しない場合、2018 年会社法の下では、1 名又は 2 名の監査役を設置することが求められていたが、2023 年会社法の下では、（取締役会を設置しない場合には）要求される監査役の数 が 1 名に減らされることにより、ガバナンス体制の要件が簡素化されている。とはいえ、中外合弁会社では、中国側と外資側の双方が各々 1 名の監査役を選任するケースがよく見られる。2023 年会社法の下では、2 名の監査役の選任が認められなくなったため、現在 2 名の監査役を選任している会社は、2023 年会社法が施行された後、関係当局から監査役のポジションを調整するよう求められる可能性があり、合弁パートナーは、唯一の監査役をどのように選任するかについて再交渉し、合意しなければならない可能性がある。さらに、2023 年会社法の下では、株主全員の同意があれば、会社規模が小さい又は株主数が少ない有限責任会社は、監査役を全く設置しないことができる（第 83 条）という新しい規定の導入により、監査役会を設置しないガバナンス体制に関する新たな選択肢を加えている。

株式会社の場合、2018 年会社法の下では取締役会及び監査役会の設置が義務付けられていた。しかし、2023 年会社法の下では、かかる包括的な要件が撤廃され、小規模又は株主数が少ない株式会社は、1 名の取締役及び 1 名の監査役のみを置くことを選択することができる（有限責任会社に適用されるルールと類似しているが、有限責任会社は監査役を全く置かないことを選択することができる一方、株式会社は少なくとも 1 名の監査役を置くことが依然として義務付けられている）（第 128 条、第 133 条）。

2023 年会社法における改正は、一方では会社の自主性を尊重し、より柔軟で低コストのコーポレートガバナンスを実現するものである。他方で、（有限責任会社の場合）監査役会（又は監査役）を設置しないことについて、株主全員の同意が要求されるという条件は、少数株主の利益を保護するものである。

2.2 監査役に代わり、取締役会の下に監査委員会を導入

監査役会（又は監査役）がコーポレートガバナンスにおいて果たす機能は、実務上、長年にわたり比較的限定的であったことを背景に、2023 年会社法の下では、（取締役会の下）監査役会（又は監査役）の権限を監査委員会が行使することを明確に認める監査委員会に関する新たな仕組みが導入される（第 69 条、第 121 条）。取締役会の下に監査委員会を設置することにより、監査役会（又は監査役）の設置又は任命が免除される。かかる新しい仕組みは、会社に対する内部財務監査を強化することを目的としている。

監査委員会の仕組みは、国有会社や上場会社といった特殊な会社を規制する既存の法律には規定されているが、その他の非規制会社ではほとんど見られない。2023 年会社法の下では、全ての有限責任会社及び株式会社が、監査役会（又は監査役）に代わって、取締役会の下に監査委員会を設置することが明示的に認められている。

とはいえ、同一人物が取締役として経営権を行使しつつ、同時に取締役及び経営陣に対して監督権を行使する場合、監査委員の監督機能と取締役の経営機能の間の利益相反をどのように解決できるかについては疑問が残る。例えば、監査役会は会社の取締役及び経営陣の職務執行を監督する機能を有し、また会社の権利及び利益を保護するために、会社を代表して取締役及び経営陣に対して訴訟を提起することができる。2023 年会社法第 69 条によると、監査委員会は監査役会の権限及び機能を行使する。監査委員会自体が取締役で構成されている場合、監査委員会が監査役会の権限及び機能を客観的かつ公平に行使することは困難な可能性がある。



2.3 取締役会における従業員代表の地位強化

2023 年会社法の下では、取締役会の定員につき 13 名という制限が撤廃された。

2018 年会社法の下では、取締役会における従業員代表の設置は、会社が一定の国有権益を有する場合にのみ義務付けられている。

2023 年会社法の下では、取締役会における従業員代表出席許可の義務付けの範囲を、従業員代表を少なくとも 1 名含む監査役会がある場合を除き、従業員数 300 名以上の全ての会社に拡大した（第 68 条）。

上記に加えて、2023 年会社法の下では、取締役会の下にある監査委員会に従業員代表を出席させることを認め、従業員代表の地位を強化している（第 69 条）。

かかる規定は、中堅・大企業の取締役構成要件を加重することで、従業員その他の利害関係者の利益保護を強化し、会社の民主的経営への従業員の参加をより確実にすることを意図している。

2.4 有限責任会社の取締役会決議に必要な取締役会の定足数及び議決権要件について規定

有限責任会社の場合、2023 年会社法の下では、取締役の過半数が取締役会に出席する必要があり、取締役会が有効な決議を行うためには、取締役の過半数（出席取締役の過半数ではない）が賛成票を投じる必要がある。2018 年会社法の下では、かかる具体的な要件は規定されておらず、取締役会の開催及び意思決定の柔軟性が認められている。従って、有限責任会社（中外合弁をむ）は、定款（必要に応じて合弁契約又は株主間契約）を再検討し、改正が必要かどうかを評価すべきである。


3. 支配株主、実質的支配者、取締役、監査役及び経営陣の責任

3.1 忠実義務及び善管注意義務の定義

2018 年会社法は、取締役、監査役及び経営陣が会社に対して忠実義務及び善管注意義務を負うことを（かかる義務について定義することなく）一般的に規定した上、禁止行為の列挙によって忠実義務を詳しく説明している。もっとも、2018 年会社法において、善管注意義務の範囲については規定されていない（第 180 条）。

2023 年会社法においては、概念を明確にするために新たな定義を導入し、「善管注意義務」及び「忠実義務」の一般的な範囲を規定している。2023 年会社法の下では、忠実義務とは、取締役自身の利益と会社の利益との衝突を避け、不当な利益を求めするために取締役の権限を行使しないことであると広義に定義し、善管注意義務とは、取締役、監査役及び経営陣が職務を遂行する際に、会社にとって最大の利益となるように、経営者が通常払うべき合理的な注意を払うことであると明確化した。

善管注意義務の定義は、米国法制下のビジネス・ジャッジメント・ルールの根底にある理論的根拠と類似しているように思われる。これは、米国の裁判所が会社の自己統治を尊重し、会社の取締役及び経営陣の経営判断を後出しで批判することを忌避することから生まれた司法法理である。とはいえ、中国の裁判所が、取締役、監査役及び経営陣が忠実義務及び善管注意義務を果たしたかどうかを検討する際に、どの程度の精査を行うかは未知数である。



実務上、株主から選任された会社の取締役は、取締役会がある事項を審議する必要がある場合に、単に選任株主の指示に従うことがある。取締役が合理的な注意を払わず、会社の最善の利益を考慮せず、単に選任株主の指示（明示的か黙示的かを問わない）に従って議決権を行使した場合、善管注意義務を怠ったとして責任を問われるリスクがある。かかる潜在的なリスクは、特に中外合弁会社の文脈で慎重に検討する必要がある。中外合弁会社では、各合弁当事者は、各々の選任取締役に、取締役会において、重要ではあるが議論のある事項について、自らの意思に従って議決権を行使させることを希望する場合がある。

3.2 関連取引、会社の事業機会の追求及び会社の事業と類似した事業への従事に対するさらなる規制

取締役及び経営陣の忠実義務の一環として、2018 年会社法は取締役及び経営陣による以下の行為を禁止している。


- 定款に違反して、又は事前に株主総会の同意を得ずに、会社との契約又は取引の当事者になること
- その地位を利用して、自己若しくは他者のために事業機会の追求すること、又は会社の事業と類似した性質の事業を、自己若しくは他者のために営むこと
- 株主総会の事前の同意を得ることなく、自己のために、又は他者のために、会社の事業と類似した性質の事業を営むこと（第 148 条）

2023 年会社法の下では、かかる関連取引、会社の事業機会の追求及び会社の事業と類似した事業への従事を行う前に、まず適切な内部承認を得るという手続上の要件を遵守する義務が（取締役及び経営陣に加えて）監査役にも適用される。さらに、関連取引の制限は、取締役、監査役及び経営陣の関係者（特に、それらの近親者、又は取締役、監査役、経営陣及びそれらの近親者が直接的若しくは間接的に支配する会社を含む）にも適用される（第 182 条）。

同時に、2023 年会社法によれば、かかる承認を与える唯一の適切なガバナンス機関は株主総会だけではない。むしろ、2023 年会社法は、これを内部的なコーポレートガバナンスに関する事項としており、関連取引、会社の事業機会の追求及び会社の事業と類似した事業への従事に対する承認機関（それが取締役会であろうと株主総会であろうと）は会社の定款に従って決定されるべきであると規定している。

さらに、2023 年会社法の下では、取締役会が上記の利益相反事項を決議する場合、利害関係を有する取締役は議決権を棄権しなければならないと規定されている（これは、上場会社に適用される現行のルールと類似している）。利害関係のない出席取締役が 3 名未満の場合は、株主総会に付議される（第 185 条）。しかし、2023 年会社法の下では、株主が利益相反事項について議決権を棄権しなければならないかについては、規定されておらず（会社が株主又は実質的支配者のために保証する場合で、利害関係株主の棄権が義務付けられるのを除く）、当局及び司法実務による明確化が待たれる。

注目すべきは、2023 年会社法において、取締役、監査役及び経営陣による会社の事業機会の追求の禁止に対する新たな適用除外が導入されたことである。すなわち、会社が法令、行政規則又は定款によって事業機会を得ることができない場合、取締役、監査役及び経営陣は、取締役会又は株主総会の承認を得ることなく、当該事業機会を追求することができる（この場合、会社はいかなる場合にも当該事業機会を得る立場になく、利益相反が存在しないためである）（第 183 条）。



会社の事業と類似した事業への従事に対する制限に関しては、興味深いことに、改正前の草案では、「類似する」事業を会社と「競合する」事業に限定していた。しかし、2023 年会社法の下では、かかる「競業」要件が削除された。これは、取締役、監査役及び経営陣が会社の事業と類似する事業に従事することは、それ自体が競業であり、抑制されるべきであるという立法者の見解を暗示しているように思われる。

3.3 重大な過失又は故意の場合の、取締役及び経営陣の第三者に対する責任

2023 年会社法の下では、新たに第 191 条が追加され、取締役及び経営陣が職務を遂行し、故意又は重大な過失により他人に損害を与えた場合、賠償責任を負うと規定された。つまり、取締役及び経営陣が職務を遂行する過程で第三者に損害を与えた場合、取締役及び経営陣の行為に故意又は重大な過失があることを条件に、第三者（その範囲は定義されていない）が取締役及び経営陣に対して（会社に対する請求とは別に）直接請求し、責任を追及できるようになる。

これに対し、2018 年会社法の下では、原則として、第 149 条において、取締役及び監査役の責任について、その職務の執行によって会社に生じた損害についてのみ規定されており、第三者に生じた損害に対する責任については規定されていない（但し、取締役が第三者に対して責任を負う可能性がある特別な事情について規定したルール又は解釈（取締役が株主に対して出資義務の履行を促す注意義務を怠った場合、取締役が株主による不正な出資の払戻しを幫助した場合等）が散見される）。

新しい第 191 条は、第三者に対し新たな救済手段を提供する一方で、取締役による職務執行の際、個人的責任（根拠なき訴訟から生じる可能性のある責任を含む）を負うことへの懸念につながる可能性がある。

3.4 「事実上の取締役」及び「影の取締役」の責任


2023 年会社法の下では、新たに次のように規定された。

- 会社の支配株主又は実質的支配者であって、取締役を兼務しないが、会社の業務に関与する者も、会社に対して善管注意義務及び忠実義務を負う（第 180 条）。
- 会社の支配株主又は実質的支配者が取締役又は経営陣に対し会社又は株主の利益に反する行為を指示した場合、支配株主又は実質的支配者は取締役又は経営陣と連帯して責任を負う（第 192 条）。

かかる規定は、コモン・ロー制度における「事実上の取締役」及び「影の取締役」に関するルールに類似している。

2023 年会社法の下では、取締役として正式に任命又は登記されていないが、実際には会社の業務を行っている事実上の取締役は、取締役と同様の忠実義務を負うと捉えられている。

新しい「影の取締役」に関する規定は、任命された取締役又は経営陣に指示する方法で経営権を行使する支配株主又は実質的支配者を規制するものである。かかる「影の取締役」の責任に関する規定は、民法上の共同不法行為の論理に従ったものである。中国民法第 1169 条の規定によれば、侵害行為を扇動、教唆、幫助した者は、加害者と連帯して責任を負う。影の取締役（すなわち、支配株主又は実質的支配者）の指示の下、支配下にある取締役／経営陣が行為を行った場合、2023 年会社法の下では、両者が連帯して責任を負うと規定されている。



かかる条文の目的は、支配株主及び実質的支配者の行動をさらに規制し、会社及び少数株主に不利益をもたらす自己利益を追求する行為を抑止し、ひいては会社の債権者の利益を保護することにある。

4. 株主の権利と保護

4.1 会社及び完全子会社の会計書類を閲覧する株主の情報請求権の強化

定款、株主名簿、会社決議、会計監査報告書、会計帳簿とは別に、2023年会社法では、有限責任会社の株主、又は株式会社の発行済株式の3%以上を（単独又は合計で）180日以上継続して保有する株主は、会社の基礎会計書類及び完全子会社の前述の書類を閲覧する（又は会計事務所、法律事務所、その他の仲介業者に閲覧を委託する）ことができる（第57条及び第110条）。この新しい規定は、少数株主に追加的な法定の情報請求権を与えることにより、少数株主を保護するものである。このような情報請求権が、被支配子会社や、その他実務上財務諸表が連結されている企業にも及ぶかどうかは不明である。

4.2 その他の株主の権利の向上

上記の情報請求権に加え、2023年会社法では、株主（特に少数株主）に対する以下のような権利と保護が強化されている。

- 会社の支配株主が株主権を濫用し、会社又は他の株主の利益を著しく害した場合、株主は会社に対し、合理的な価格で株式を取得するよう請求する権利を有する（第89条）
- 発行済株式の10%以上を保有する株主は臨時株主総会の招集を請求ことができ、発行済株式の1%以上を保有する株主は、株主総会の10日前までに取締役会に対して中間提案を書面で提出することができる（第114条、第115条）
- 株主は、完全子会社の取締役、監査役、経営陣が法律、行政規則、定款に違反し、会社に損害を与えた場合、その取締役、監査役、経営陣に対して訴訟を提起する権利を有する（第189条）

5. 会社設立及び閉鎖に関する規定の合理化並びにその他の改正

5.1 会社登記に関する新章の導入

2023年会社法では、2018年会社法の関連規定及び市場企業登記に関する一定の規定及び実施規則を再編し、いくつかの新しい条文を追加することにより、会社設立、変更及び終了登記に関する新しい章が導入される。新法は、中国の会社登記当局に対し、会社登記の手続要件を合理化し、オンライン・チャンネルやその他の情報化された手段を推進することにより、会社登記を効率化することを求めている（第40条）。特に、会社登記当局は、登記手続の効率化を図るため、不足している資料や修正が必要な資料を一括して申請者に通知しなければならない（第30条）（もっとも、これは中国の行政法における長年の一般原則である）。

上記はすべて、行政手続を行う際の企業の負担を軽減することを目的としているが、一方で企業には、提出した資料の真実性、有効性に責任を持つ法的義務がある。これは、事前審査は緩やかに行うが、事後審査や事後の責任はより厳格な姿勢を取るという近年の中国政府の全体的な規制の考え方に沿ったものである。



5.2 株主が1名の会社に関する規定の簡素化

2023 年会社法では、株主が1名の会社に関する規定が簡素化された。

例えば、2018 年会社法第 57 条では、有限責任会社（完全外資企業も含む）の唯一の株主は自然人又は法人でなければならない。中国の法律では、（一般又は有限責任）パートナーシップは法人格を持たない団体とみなされるため、中国に 100%子会社を設立する資格がない。実務上この制約は、自国の法域の法律の下で法人格を有するか否かを問わず、当該外国投資家がパートナーシップであるという一事をもって、外国のパートナーシップにまで及ぶことがある。中国外商投資法には、外国投資家が個別に中国に 100%子会社を設立できる法人格に関する明確な要件がないにもかかわらず、現地の会社登記当局の中には、外商投資法に関係なく、2018 年会社法第 57 条に従って、外国のパートナーシップが 100%出資する会社の設立登記を拒否する場面がある。2023 年会社法では、唯一の株主の身元に関する要件はもはや課されない。つまり、将来的には、外国又は国内のパートナーシップ（適用法上の法人格の有無は問わない）が 100%子会社を設立することが認められることになる。

又、2018 年会社法では株式会社の設立に最低 2 名の株主を必要としたが、単独株主も認められるようになった（第 92 条）。2023 年会社法では、特に株主が 1 名しかいない会社に関するその他の要件もいくつか廃止された。

5.3 会社清算規定の改善

2023 年会社法第 232 条は、取締役に対し、会社解散の原因となる事項が発生してから 15 日以内に清算のための清算グループを編成する義務を新たに規定した。取締役が速やかに清算義務を果たさず、会社又は債権者に損失を与えた場合、取締役は損害賠償責任を負う。

従って、2023 年会社法においては原則として、会社の定款に別段の定めがあるか株主総会の決議がない限り、清算グループは取締役全員で構成されなくてはならない（第 232 条）。2018 年会社法では、有限責任会社（ほとんどの外商投資企業を含む）については、清算グループは株主で構成されなくてはならなかった。この清算グループの構成変更の根拠は、株主（法人であってもよい）に比べ、取締役は会社の財務状況やその他の状況に精通しているはずであるため、詳細な清算業務を処理するのに適切な立場にあることによる。2023 年会社法では柔軟性が認められているため、既存の会社が株主で構成される清算グループをなおも希望する場合、定款で定めた清算グループの構成を変更することは必須ではない。

興味深いことに、中外合併企業に関する以前の法律では、一般的に清算委員会の構成員を取締役から選出することが義務付けられていた。一部の合併企業は、2024 年 12 月 31 日まで 5 年間の猶予期間が認められているため、現在適用されている 2018 年会社法の規定を反映させるための、定款や合併契約の変更をいまだ行っていない。このような合併企業は、2023 年会社法を直接参照することができ、この会社法では、合併企業に関する清算委員会の構成と同様の清算グループの構成が規定されている。なお、「清算委員会」の語は使用されなくなるため「清算グループ」に置き換えられるべきである。

2023 年会社法第 238 条は、清算グループのメンバーに忠実義務と善管注意義務を課しており、清算の義務を怠り会社に損失を与えた場合、損害賠償責任を負う。



5.4 簡易会社登記抹消制度と義務的会社登記抹消制度の導入

会社は、すべての株主が会社に債務がないこと、又はすべての債務を清算したことを確約し、オンライン公告を20日間行った場合は、簡易会社登記抹消手続により登記抹消を迅速に行うことができる（第240条）。

営業許可の取消し、閉鎖命令又は取消命令の後3年以内に登記抹消の申請がない場合、会社登記当局は60日間のオンライン公告後、職権により、直接登記を抹消することができる（第241条）。このような強制的な登記抹消は、株主及び取締役の関連する義務に影響を与えない。

5.5 国有企業における中国共産党組織のガバナンスの役割の強調

2023年会社法第170条は、国有企業の中国共産党組織は、会社の主要な運営・管理事項の研究・協議において主導的な役割を果たし、会社の関連組織が法律に従ってその機能を発揮することを支援しなければならないと規定している。これは新しい要求ではなく、国有資産監督を担当する当局が発行した特定の規則にも同様の規定が盛り込まれている。


2023年会社法では、「国有企業」には、国有資本に支配される有限責任会社や株式会社が含まれるが、「支配」という用語の意味は詳しく説明されていない。国有資産監督に関する現行の散在する規則の下では、「支配」の一貫した定義はないが、一般的に「支配」には、50%以上の過半数株式保有による絶対的支配、又は会社の重要事項に対する実際の支配につながる一定の合意された取決めによる実際の支配が含まれると考えられている。

外国投資家が（支配株主として）中国の国有企業と合併事業を行う場合、当該中国の合併パートナーは、合併事業の運営・管理において一定の役割を担う中国共産党組織の設置を要求することができ、合併事業の定款に関連規則を盛り込むことができる。外国人投資家は通常、このような取決めのもたらす影響について大きな懸念を抱いている。経験上、合併事業パートナーは通常、交渉を通じて中国共産党組織に関する相互に受入れ可能な中間規定を締結することができる。

6. 重要な留意点及び提言

6.1 外商投資法（2020年1月1日発効）は、既存の外商投資企業のコーポレートガバナンス構造を5年間継続できる猶予期間を認めているが、2025年1月1日までに外商投資法に準拠するよう変更する必要がある。実際には、外商投資法の公布前に設立された一部の外商投資企業は、（5年間の猶予期間が満了していないため）いまだコーポレートガバナンス構造を外商投資法及び2018年会社法に適合させていない。2023年会社法の公布に伴い、外商投資企業は2024年中に、2023年会社法及び外商投資法の両方に基づいて定款及び合併事業契約・株主間契約（該当する場合）を更新する必要がある。

6.2 会社とその株主は、会社のガバナンス構造を再検討し、(i)新会社法の要件に照らして必須の調整が必要かどうか（例えば、監査役又は代替者の数、強制的な従業員代表の適用有無（及びどの会議体についての適用か）、取締役会の定足数と決議要件等）、(ii)2023年会社法によって促進された柔軟性に照らして、ガバナンス構造を改善できるかどうか（及び合理化されたガバナンス構造が望ましいかどうか）を、会社の具体的なニーズに基づいて評価することが望ましい。



6.3 取締役、監査役、経営陣が個人的責任にさらされる機会が増加していることを考慮すると、会社は、定款に補償条項を盛り込む（又はこれらの個人と個別に補償契約を締結する）、及び（取締役）賠償責任保険に加入することで、善意と十分な注意をもって行動する取締役等をより安心させ、保護することができる。もっとも、現地の会社登記当局が、そのような特別条項（補償条項を含む）を付した修正定款の提出を受理するかどうかは、実際に検証していく必要がある。

6.4 2023年会社法が施行されるのは2024年7月1日であるが、外国人投資家にとって、中国での新規会社設立や既存の投資企業への追加資本投入のための資本拠出に関する今後の新しい規制、規則、ガイドライン、政策を常に把握しておくことが望ましい。これにより、会社設立直後に会社登記当局から定款の変更を求められるリスクや負担を回避することが可能である。投資家が最終的に多額の登録資本金で有限責任会社を設立するつもりであれば、当初は多額の出資をせず有限責任会社の初期段階の運営に十分な合理的な金額に留め、必要に応じて増資を行い、段階的に追加資本を投入することを検討してみるのも良い。これにより投資家は、5年間という法定期限を考慮した上で、より柔軟に出資計画を立てることができるようになる。

6.5 未払出資に関する譲渡人及び譲受人の法的責任に鑑み、株式譲渡の場合、譲受人は、対象会社の出資状況について徹底的なデューデリジェンスを行い、適切な表明保証を取引書類に盛り込み、保護を求めることが推奨される。譲受人が、譲渡人が適時に資本拠出を行わなかったことを認識している場合、譲受人は、譲渡人の引受資本が全額拠出されたことをクロージング条件として要求するか、又は、取引当事者間の他の契約上の保護を求めるべきである（但し、譲受人は、未払金額について連帯責任を負う可能性がある。）。譲渡人の観点からは、取引書類に具体的な補償を盛り込み、譲受人がクロージング後に残りの出資金を支払うことに同意することを明示することができる（通常、未払出資金は、購入価格の交渉において当事者によって既に考慮されているはずであるため）。また、クロージング後に譲渡人が2023年会社法に基づいて出資拠出の責任を負うことになった場合、譲受人は、当該出資金及び譲渡人が被ったその他の損失について補償することになる。

6.6 外国人投資家によってより一般的に利用されてきた有限責任会社と比較して、2023年会社法の下で提供される様々な種類株式を発行する上で、株式会社により大きな柔軟性が与えられていることを考慮すると、合併事業の設立や将来の資金調達を視野に入れた投資家によって、代替的な会社形態（すなわち株式会社）がさらに検討・吟味される可能性がある。